

こども誰でも通園制度の利用申し込みを開始

市は、令和 8 (2026) 年度からの全国実施に先立ち「こども誰でも通園制度」を 1 年前倒して、令和 7 (2025) 年 6 月から実施します。

本制度により「月 10 時間の枠内で」「就労要件を問わず」「時間単位で柔軟に」、保育園にお子さまをお預けいただけます。家庭とは異なる経験や関わりをこどもの成長・発達につなげる、こども視点の新たな制度です。積極的にご活用ください。

1 対象者

市内在住で保育園などに通っていない、0 歳 6 カ月から満 3 歳未満のこども

2 利用時間

こども 1 人につき月 10 時間まで



3 1 日の利用可能時間

平日：午前 8 時～午後 4 時 土曜日：午前 8 時 30 分～正午

4 利用料金

1 時間 300 円

※給食を希望する場合は、1 食 230 円を別途負担いただきます。

5 利用申し込み

(1) 受付開始

令和 7 (2025) 年 5 月 1 日 (木曜日) ～

※利用希望園に直接電話でお申し込みください。

(2) 利用開始

令和 7 (2025) 年 6 月 2 日 (月曜日) ～



6 実施園

松波保育園、中通保育園、北条保育園、高田保育園、鯖石保育園

7 一時預かり事業との違い

	こども誰でも通園制度	一時預かり事業
対 象	生後 6 カ月～満 3 歳未満の未就園児	生後 6 カ月以上の未就園児
利用単位	時間単位	日単位
利用区分 ・上限	就労要件問わず 月 10 時間以内	就労・就学・緊急 月 14 日以内 リフレッシュ 月 7 日以内
事業目的	家庭にいてだけでは得られない経験を通じてこどもの育ちを支援する (こども視点)	家庭での保育が一時的に困難な保護者を支援する (保護者視点)